

○枚方市立生涯学習市民センター条例

平成18年 9 月27日

条例第45号

改正 平成23年12月 9 日条例第28号

平成24年12月10日条例第45号

平成27年 6 月29日条例第32号

平成29年 6 月30日条例第31号

平成29年 6 月30日条例第32号

令和元年12月13日条例第30号

(未施行)

令和 2 年 3 月10日条例第12号

(一部未施行)

(設置)

第1条 市民の学習活動及び芸術等の文化活動を支援するとともに、地域におけるコミュニティ活動の活性化を促進することにより、市民が生涯にわたって学び続けることのできる環境を醸成し、並びにこれらの活動を通じた市民との協働によるまちづくりを推進するため、枚方市立生涯学習市民センター（以下「センター」という。）を設置する。

(名称、位置等)

第2条 センターの名称及び位置は、次の表のとおりとする。

名称	位置
枚方市立楠葉生涯学習市民センター	枚方市楠葉並木2丁目29番5号
枚方市立サンプラザ生涯学習市民センター	枚方市岡東町12番3—508号外
枚方市立蹉跎生涯学習市民センター	枚方市北中振3丁目27番10号
枚方市立御殿山生涯学習美術センター	枚方市御殿山町10番16号
枚方市立牧野生涯学習市民センター	枚方市宇山町4番5号
枚方市立津田生涯学習市民センター	枚方市津田北町2丁目25番3号
枚方市立菅原生涯学習市民センター	枚方市長尾元町1丁目35番1号
枚方市立南部生涯学習市民センター	枚方市香里ヶ丘1丁目1番地の2
枚方市立生涯学習情報プラザ	枚方市車塚1丁目1番1号

2 枚方市立牧野生涯学習市民センターに分館を置く。

3 枚方市立牧野生涯学習市民センターの分館の名称及び位置は、次のとおりとする。

(1) 名称 枚方市立牧野生涯学習市民センター牧野北分館

(2) 位置 枚方市牧野北町11番1号

(平29条例31・一部改正)

(事業)

第3条 センターは、第1条に規定する目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

(1) 生涯学習活動に係る情報の収集及び提供を行うこと。

(2) 生涯学習活動に係る交流の促進その他生涯学習活動の支援を行うこと。

(3) センターの施設及び附属設備（以下「センターの施設等」という。）を生涯学習活動及び協働によるまちづくりに係る活動の用に供すること。

(4) センターの施設等を社会教育法（昭和24年法律第207号）に基づく社会教育事業の用に供すること。

(5) 前各号に掲げるもののほか、第1条の目的を達成するために必要な事業

(休館日等)

第4条 センターの休館日は、次に掲げる日とする。

(1) 月1日で規則で定める日

(2) 12月29日から翌年の1月3日までの日

2 前項の規定にかかわらず、同項第1号に掲げる日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日」という。）に当たる場合にあっては、当該日は、休館日としない。

3 第1項の規定にかかわらず、枚方市立サンプラザ生涯学習市民センターの施設のうち市民ギャラリー及びふれあいホール（以下「市民ギャラリー等」という。）の休館日は、次に掲げる日とする。

(1) 木曜日

(2) 12月29日から翌年の1月3日までの日

4 センターの開館時間は、午前9時から午後9時（日曜日及び休日にあつては、午後5時）までとする。ただし、市民ギャラリー等にあつては、午前10時から午後6時（水曜日にあつては、午後5時）までとする。

5 前各項の規定にかかわらず、市長は、特別の理由があると認めるときは、センターの休館日及び開館時間を臨時に変更することができる。

(平23条例28・一部改正)

(使用の許可等)

第5条 センターの施設等を使用しようとするものは、規則で定めるところにより、あらかじめ市長に申請して許可を受けなければならない。この場合において、市長は、センターの施設等の使用について、使用しようとするものの区分に応じて申請の時期を定めることができる。

2 前項の規定による許可には、センターの施設等の管理運営上必要な条件を付することができる。

(使用の許可の基準)

第6条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、センターの施設等の使用を許可しないものとする。

- (1) 公の秩序又は善良な風俗を害するおそれがあると認めるとき。
- (2) センターの施設等を損傷し、又は滅失するおそれがあると認めるとき。
- (3) 祭事等の宗教行事又は布教活動に該当すると認めるとき。
- (4) 専ら営利を図る活動に該当すると認めるとき。
- (5) 入会、寄付等の勧誘その他これに類する行為（市長が特に認めるものを除く。）を伴う活動に該当すると認めるとき。
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団の利益になり、又はその利益になるおそれがあると認めるとき。
- (7) 管理運営上支障があると認めるとき。
- (8) 前各号に掲げる場合のほか、市長が不適当と認めるとき。

(平24条例45・一部改正)

(物品の販売等の許可)

第7条 センターの施設等の使用の許可を受けたもの（以下「使用者」という。）は、センターにおいて次に掲げる行為をしようとするときは、市長の許可を受けなければならない。

- (1) 物品の販売その他これに類する行為
- (2) 広告物の掲示及び配布
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が管理運営上必要と認める行為

(使用の期間)

第8条 センターの施設等（市民ギャラリー等の施設及び附属設備を除く。）は、同一のものが引き続き3日を超えて使用することができない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

2 市民ギャラリー等の施設及び附属設備の使用の許可は、金曜日から翌週の水曜日までの

6日を単位として行うものとする。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(使用料の納付)

第9条 使用者は、別表に定める施設使用料及び1附属設備につき20,000円を超えない範囲内において規則で定める附属設備使用料（以下これらを「使用料」という。）を納付しなければならない。

2 使用料は、センターの施設等の使用の許可を受けた際に納付しなければならない。ただし、規則で定めるときは、使用の許可を受けたセンターの施設等の使用の開始までに納付することができる。

(使用料の還付)

第10条 既納の使用料は、還付しない。ただし、市長は、規則で定める特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

(使用料の減免)

第11条 市長は、規則で定める特別の理由があると認めるときは、使用料を減額し、又は免除することができる。

(使用の許可の取消し等)

第12条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、センターの施設等の使用の許可を取り消し、又は使用の停止を命ずることができる。

- (1) 使用者が偽りその他不正な手段により、使用の許可を受けたとき。
- (2) 使用者がこの条例、この条例に基づく規則又は使用の許可に係る条件に違反したとき。
- (3) 第6条各号のいずれかに該当することとなったとき。
- (4) 災害その他緊急やむを得ない理由により、市長が特に必要があると認めたとき。

2 市は、前項の規定による使用の許可の取消し又は使用の停止の措置が行われた場合において、使用者に損害が生ずることがあっても、その賠償の責めを負わない。ただし、市の責めに帰すべき特別の事由があると認められる場合は、この限りでない。

(平24条例45・一部改正)

(使用権の譲渡等の禁止)

第13条 使用者は、センターの施設等の使用権を譲渡し、又はセンターの施設等を目的外に使用し、若しくは他のものに使用させてはならない。

(施設等の変更等の禁止)

第14条 使用者は、センターの施設等に変更を加え、又は特別の設備を設けてはならない。
ただし、あらかじめ市長の許可を受けたときは、この限りでない。

（原状回復の義務）

第15条 使用者は、使用を終了したときは、直ちにセンターの施設等を原状に復さなければならない。第12条第1項の規定により使用の許可を取り消され、又は使用の停止を命ぜられたときも、同様とする。

（平24条例45・一部改正）

（損害賠償）

第16条 使用者は、センターの施設等に損害を生じさせたときは、市長の指示に従い、これを原形に復し、又はその損害を賠償しなければならない。

（免責事項）

第17条 センターにおいて、市の責めに帰さない理由により使用者の展示物若しくは設備が損傷し、又は滅失した場合においては、市は、その損害賠償の責めを負わないものとする。

（指定管理者による管理等）

第18条 次に掲げるセンターの管理は、法人その他の団体であつて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定に基づき本市が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に行わせるものとする。

- （1） 枚方市立楠葉生涯学習市民センター
- （2） 枚方市立蹉跎生涯学習市民センター
- （3） 枚方市立御殿山生涯学習美術センター
- （4） 枚方市立牧野生涯学習市民センター
- （5） 枚方市立津田生涯学習市民センター
- （6） 枚方市立菅原生涯学習市民センター

2 指定管理者は、次に掲げる業務（前項各号に掲げるセンターに係るものに限る。）を行うものとする。

- （1） 第3条各号に掲げる事業の実施に関する業務
- （2） 第5条に規定する使用の許可及び第12条第1項に規定する使用の許可の取消し等に関する業務
- （3） センターの施設等の維持管理に関する業務

3 第1項各号に掲げるセンターの管理についての第4条第5項、第5条第1項前段、第6条、第7条、第12条第1項及び第14条の規定の適用については、第4条第5項中「市長は、

特別の理由があると認めるときは」とあるのは「指定管理者は、市長の承認を得て」と、第5条第1項前段、第6条各号列記以外の部分、第7条各号列記以外の部分、第12条第1項各号列記以外の部分及び第14条中「市長」とあるのは「指定管理者」とする。

(平27条例32・追加、平29条例32・一部改正)

(委任)

第19条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(平27条例32・旧第18条繰下)

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、平成18年10月1日から施行する。

(枚方市立公民館条例等の廃止)

第2条 次に掲げる条例（以下これらを「旧条例」という。）は、廃止する。

- (1) 枚方市立公民館条例（昭和28年枚方市条例第56号）
- (2) 枚方市立市民センター条例（昭和58年枚方市条例第11号）
- (3) 市立枚方市民ギャラリー条例（平成5年枚方市条例第21号）
- (4) 枚方市立市民ふれあいセンター条例（平成5年枚方市条例第33号）
- (5) 枚方市立南部市民センター条例（平成14年枚方市条例第26号）
- (6) 枚方市立生涯学習情報プラザ条例（平成16年枚方市条例第5号）

(経過措置)

第3条 この条例の施行の日前に旧条例の規定により施設及び附属設備の使用に係る許可（同日以後における使用に係るものに限る。）を受けたものは、この条例の規定によりセンターの施設等の使用に係る許可を受けたものとみなす。

第4条 この条例の規定にかかわらず、この条例の施行の日から平成19年3月31日までの間におけるセンターの施設等（市民ギャラリー等を除く。）の使用については、使用料は徴収しない。ただし、枚方市立南部生涯学習市民センター及び枚方市立生涯学習情報プラザを使用する場合並びに附則第2条の規定による廃止前の枚方市立市民センター条例第5条第3号に掲げるものが枚方市立サンプラザ生涯学習市民センター（市民ギャラリー等を除く。）を使用する場合にあっては、この限りでない。

2 前項ただし書に規定する場合における使用料の額その他使用料に係る事項は、旧条例及び旧条例に基づく規則の例による。

3 この条例の規定にかかわらず、この条例の施行の日から平成19年4月4日までの間にお

いて市民ギャラリー等を使用する場合における使用料の額その他使用料に係る事項は、旧条例及び旧条例に基づく規則の例による。

第5条 この条例の規定にかかわらず、この条例の施行の日から平成18年12月31日まで（市民ギャラリー等にあつては、平成19年4月4日まで）の間におけるセンターの施設等の休館日及び開館時間については、旧条例及び旧条例に基づく規則の例による。

（枚方市報酬及び費用弁償条例の一部改正）

第6条 枚方市報酬及び費用弁償条例（昭和23年枚方市条例第105号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう略〕

附 則〔平成23年12月9日条例第28号抄〕

（施行期日）

第1条 この条例は、平成24年4月1日から施行する。

附 則〔平成24年12月10日条例第45号抄〕

（施行期日）

第1条 この条例は、平成25年4月1日から施行する。

附 則〔平成27年6月29日条例第32号〕

1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

2 この条例の施行の日前に、改正前の枚方市立生涯学習市民センター条例の規定により行われた使用の許可その他の行為（同日以後における枚方市立蹊跼生涯学習市民センター及び枚方市立牧野生涯学習市民センターの使用に係るものに限る。）は、改正後の枚方市立生涯学習市民センター条例の規定により行われた使用の許可その他の行為とみなす。

附 則〔平成29年6月30日条例第31号〕

（施行期日）

1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 第2条の規定による改正後の枚方市立生涯学習市民センター条例（以下「新条例」という。）の規定による使用の許可その他の行為（この条例の施行の日以後における枚方市立牧野生涯学習市民センター牧野北分館の使用に係るものに限る。）は、同日前においても新条例（第18条を除く。）の規定の例により行うことができる。

3 前項の規定により行われた使用の許可その他の行為は、新条例の規定により行われた使

用の許可その他の行為とみなす。

附 則〔平成29年6月30日条例第32号〕

(施行期日)

- 1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日前に、改正前の枚方市立生涯学習市民センター条例の規定により行われた使用の許可その他の行為（同日以後における枚方市立楠葉生涯学習市民センター、枚方市立御殿山生涯学習美術センター、枚方市立津田生涯学習市民センター及び枚方市立菅原生涯学習市民センターの使用に係るものに限る。）は、改正後の枚方市立生涯学習市民センター条例の規定により行われた使用の許可その他の行為とみなす。

附 則〔令和2年3月10日条例第12号抄〕

- 1 この条例中第1条の規定は令和2年7月1日から、第2条の規定は令和4年1月4日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の枚方市立生涯学習市民センター条例別表の規定は、令和2年10月1日以後の使用に係る使用料について適用し、同日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

別表（第9条関係）

（平29条例31・令2条例12・一部改正）

- 1 枚方市立楠葉生涯学習市民センター

その1 第1集会室等の施設使用料

施設名	金額		
	午前	午後	夜間
	午前9時から午後0時30分まで	午後1時から午後5時まで	午後5時30分から午後9時まで
第1集会室	1,000円	1,200円	1,000円
第2集会室	500	500	500
第3集会室	600	700	600
第4集会室	500	500	500
第1和室	600	—	600
第2和室	600	600	600
保育室	900	1,000	900

録音室	100	100	100
美術室	1,000	1,200	1,000
大集会室	2,100	2,400	2,100

備考

- 1 市内に、在住し、在職し、若しくは在学する者又は所在する団体（規則で定めるものに限る。）以外のものが使用する場合における施設使用料は、この表に定める額の10割増しの額とする。
- 2 同一日において連続した複数の使用区分にわたり使用の許可を受けたときは、継続して使用することができる。

その2 料理室の施設使用料

施設名	金額		
	午前	午後	夜間
	午前9時から午後1時まで	午後1時30分から午後5時まで	午後5時30分から午後9時まで
料理室	900円	800円	800円

備考 その1の表備考の規定は、この表について適用する。

その3 第5集会室、視聴覚室及び音楽室の施設使用料

(1) 日曜日及び休日以外の使用

施設名	金額			
	午前	午後A	午後B	夜間
	午前9時から正午まで	午後0時15分から午後3時まで	午後3時15分から午後6時まで	午後6時15分から午後9時まで
第5集会室	800円	700円	700円	700円
視聴覚室	1,200	1,100	1,100	1,100
音楽室	1,000	900	900	900

備考 その1の表備考の規定は、この表について適用する。

(2) 日曜日及び休日の使用

施設名	金額		
	午前	午後A	午後B
	午前9時から午前11時	午前11時45分から午後	午後2時30分から午後

	30分まで	2 時15分まで	5 時まで
第 5 集会室	700円	700円	700円
視聴覚室	1, 000	1, 000	1, 000
音楽室	800	800	800

備考 その 1 の表備考の規定は、この表について適用する。

2 枚方市立サンプラザ生涯学習市民センター

その 1 第 2 集会室等の施設使用料

施設名	金額		
	午前	午後	夜間
	午前 9 時から午後 0 時 30分まで	午後 1 時から午後 5 時 まで	午後 5 時30分から午後 9 時まで
第 2 集会室	500円	500円	500円
第 3 集会室	1, 000	1, 200	1, 000
第 4 集会室	500	500	500
視聴覚室	1, 800	2, 100	1, 800
和室 1	400	500	400
和室 2	300	400	300

備考 1 の表その 1 の表備考の規定は、この表について適用する。

その 2 第 1 集会室の施設使用料

(1) 日曜日及び休日以外の使用

施設名	金額			
	午前	午後A	午後B	夜間
	午前 9 時から正午 まで	午後 0 時15分から 午後 3 時まで	午後 3 時15分から 午後 6 時まで	午後 6 時15分から 午後 9 時まで
第 1 集会室	400円	400円	400円	400円

備考 1 の表その 1 の表備考の規定は、この表について適用する。

(2) 日曜日及び休日の使用

施設名	金額		
	午前	午後A	午後B
	午前 9 時から午前11時	午前11時45分から午後	午後 2 時30分から午後

	30分まで	2 時15分まで	5 時まで
第 1 集会室	300円	300円	300円

備考 1 の表その 1 の表備考の規定は、この表について適用する。

その 3 市民ギャラリー等の施設使用料

施設名		単位	金額
市民ギャラリー	エプロン	6 日	17,000円
	第 1 展示室		33,000
	第 2 展示室		53,000
ふれあいホール	第 1 展示室		20,000
	第 2 展示室		20,000

3 枚方市立蹉跎生涯学習市民センター

その 1 第 1 集会室等の施設使用料

施設名	金額		
	午前	午後	夜間
	午前 9 時から午後 0 時 30分まで	午後 1 時から午後 5 時 まで	午後 5 時30分から午後 9 時まで
第 1 集会室	600円	700円	600円
第 3 集会室	800	1,000	800
第 5 集会室	700	800	700
和室	700	800	700
保育室	800	1,000	800
録音室	100	200	100
じどう室	600	—	600
プレイルーム	1,300	1,500	1,300
ホール	2,400	2,700	2,400

備考 1 の表その 1 の表備考の規定は、この表について適用する。

その 2 料理室の施設使用料

施設名	金額		
	午前	午後	夜間
	午前 9 時から午後 1 時	午後 1 時30分から午後	午後 5 時30分から午後

	まで	5時まで	9時まで
料理室	1,100円	900円	900円

備考 1の表その1の表備考の規定は、この表について適用する。

その3 第2集会室、第4集会室及び音楽室の施設使用料

(1) 日曜日及び休日以外の使用

施設名	金額			
	午前	午後A	午後B	夜間
	午前9時から正午まで	午後0時15分から午後3時まで	午後3時15分から午後6時まで	午後6時15分から午後9時まで
第2集会室	800円	700円	700円	700円
第4集会室	700	700	700	700
音楽室	700	600	600	600

備考 1の表その1の表備考の規定は、この表について適用する。

(2) 日曜日及び休日の使用

施設名	金額		
	午前	午後A	午後B
	午前9時から午前11時30分まで	午前11時45分から午後2時15分まで	午後2時30分から午後5時まで
第2集会室	600円	600円	600円
第4集会室	600	600	600
音楽室	600	600	600

備考 1の表その1の表備考の規定は、この表について適用する。

4 枚方市立御殿山生涯学習美術センター

その1 集会室1等の施設使用料

施設名	金額		
	午前	午後	夜間
	午前9時から午後0時30分まで	午後1時から午後5時まで	午後5時30分から午後9時まで
集会室1	600円	700円	600円
和室	500	600	500

ホール	1,500	1,700	1,500
創作室 1	1,100	1,300	1,100
創作室 2	900	1,000	900
創作室 3	1,000	1,100	1,000
創作室 4	1,000	1,100	1,000

備考 1の表その1の表備考の規定は、この表について適用する。

その2 集会室2の施設使用料

(1) 日曜日及び休日以外の使用

施設名	金額			
	午前	午後A	午後B	夜間
	午前9時から正午まで	午後0時15分から午後3時まで	午後3時15分から午後6時まで	午後6時15分から午後9時まで
集会室 2	300円	300円	300円	300円

備考 1の表その1の表備考の規定は、この表について適用する。

(2) 日曜日及び休日の使用

施設名	金額		
	午前	午後A	午後B
	午前9時から午前11時30分まで	午前11時45分から午後2時15分まで	午後2時30分から午後5時まで
集会室 2	300円	300円	300円

備考 1の表その1の表備考の規定は、この表について適用する。

その3 創作室の個人共用使用料

区分	単位	金額
市内に在住し、在職し、又は在学する者が使用する場合	1日	300円
上記以外の場合		600

5 枚方市立牧野生涯学習市民センター

その1 第2集会室等の施設使用料

施設名	金額		
	午前	午後	夜間

		午前 9 時から午後 0 時 30 分まで	午後 1 時から午後 5 時 まで	午後 5 時 30 分から午後 9 時まで
第 2 集会室		900円	1, 000円	900円
第 3 集会室		900	1, 100	900
第 4 集会室		600	700	600
第 1 和室		700	800	700
第 2 和室		600	700	600
保育室		800	900	800
録音室		200	200	200
じどう室		800	900	800
ホール		2, 600	3, 000	2, 600
分館	会議室	700	800	700
	和室	500	600	500
	調理室	400	500	400

備考 1 の表その 1 の表備考の規定は、この表について適用する。

その 2 料理室の施設使用料

施設名	金額		
	午前	午後	夜間
	午前 9 時から午後 1 時 まで	午後 1 時 30 分から午後 5 時まで	午後 5 時 30 分から午後 9 時まで
料理室	1, 000円	900円	900円

備考 1 の表その 1 の表備考の規定は、この表について適用する。

その 3 第 1 集会室等の施設使用料

(1) 日曜日及び休日以外の使用

施設名	金額			
	午前	午後A	午後B	夜間
	午前 9 時から正午 まで	午後 0 時 15 分から 午後 3 時まで	午後 3 時 15 分か ら午後 6 時まで	午後 6 時 15 分か ら午後 9 時まで
第 1 集会室	700円	700円	700円	700円
プレイルーム	—	700	700	700

音楽室		1,000	900	900	900
分館	集会室	3,500	3,200	3,200	3,800

備考 1の表その1の表備考の規定は、この表について適用する。

(2) 日曜日及び休日の使用

施設名		金額		
		午前	午後A	午後B
		午前9時から午前11時30分まで	午前11時45分から午後2時15分まで	午後2時30分から午後5時まで
第1集会室		600円	600円	600円
プレイルーム		—	700	700
音楽室		800	800	800
分館	集会室	2,900	2,900	2,900

備考 1の表その1の表備考の規定は、この表について適用する。

6 枚方市立津田生涯学習市民センター

その1 第1集会室等の施設使用料

施設名		金額		
		午前	午後	夜間
		午前9時から午後0時30分まで	午後1時から午後5時まで	午後5時30分から午後9時まで
第1集会室		1,000円	1,100円	1,000円
第3集会室		1,000	1,100	1,000
和室		800	900	800
保育室		1,100	1,300	1,100
録音室		300	400	300
ホール		2,100	2,400	2,100

備考 1の表その1の表備考の規定は、この表について適用する。

その2 料理室の施設使用料

施設名		金額		
		午前	午後	夜間
		午前9時から午後1時	午後1時30分から午後	午後5時30分から午後

	まで	5時まで	9時まで
料理室	1,200円	1,100円	1,100円

備考 1の表その1の表備考の規定は、この表について適用する。

その3 第2集会室、フリールーム及び音楽室の施設使用料

(1) 日曜日及び休日以外の使用

施設名	金額			
	午前	午後A	午後B	夜間
	午前9時から正午まで	午後0時15分から午後3時まで	午後3時15分から午後6時まで	午後6時15分から午後9時まで
第2集会室	600円	500円	500円	500円
フリールーム	1,300	1,200	1,200	1,200
音楽室	700	600	600	600

備考 1の表その1の表備考の規定は、この表について適用する。

(2) 日曜日及び休日の使用

施設名	金額		
	午前	午後A	午後B
	午前9時から午前11時30分まで	午前11時45分から午後2時15分まで	午後2時30分から午後5時まで
第2集会室	500円	500円	500円
フリールーム	1,100	1,100	1,100
音楽室	600	600	600

備考 1の表その1の表備考の規定は、この表について適用する。

7 枚方市立菅原生涯学習市民センター

その1 第1集会室等の施設使用料

施設名	金額		
	午前	午後	夜間
	午前9時から午後0時30分まで	午後1時から午後5時まで	午後5時30分から午後9時まで
第1集会室	400円	400円	400円
和室	800	900	800

交流室	700	800	700
保育室	1,000	1,100	1,000
美術室	700	800	700
映像工房 1	100	200	100
映像工房 2	100	200	100
作陶室	700	900	700
ホール	2,300	2,700	2,300

備考 1の表その1の表備考の規定は、この表について適用する。

その2 料理室の施設使用料

施設名	金額		
	午前	午後	夜間
	午前9時から午後1時まで	午後1時30分から午後5時まで	午後5時30分から午後9時まで
料理室	900円	800円	800円

備考 1の表その1の表備考の規定は、この表について適用する。

その3 第2集会室、フリールーム及び音楽室の施設使用料

(1) 日曜日及び休日以外の使用

施設名	金額			
	午前	午後A	午後B	夜間
	午前9時から正午まで	午後0時15分から午後3時まで	午後3時15分から午後6時まで	午後6時15分から午後9時まで
第2集会室	300円	300円	300円	300円
フリールーム	1,000	900	900	900
音楽室	700	600	600	600

備考 1の表その1の表備考の規定は、この表について適用する。

(2) 日曜日及び休日の使用

施設名	金額		
	午前	午後A	午後B
	午前9時から午前11時30分まで	午前11時45分から午後2時15分まで	午後2時30分から午後5時まで

第2集会室	300円	300円	300円
フリールーム	800	800	800
音楽室	600	600	600

備考 1の表その1の表備考の規定は、この表について適用する。

8 枚方市立南部生涯学習市民センター

その1 集会室1等の施設使用料

施設名	金額		
	午前	午後	夜間
	午前9時から午後0時30分まで	午後1時から午後5時まで	午後5時30分から午後9時まで
集会室1	700円	800円	700円
作陶室	900	1,100	900
美術室	700	800	700
録音室	100	200	100
フリールーム1	600	700	600
フリールーム2	800	900	800
リサイクル工房	800	900	800
講義室	500	600	500

備考 1の表その1の表備考の規定は、この表について適用する。

その2 料理室の施設使用料

施設名	金額		
	午前	午後	夜間
	午前9時から午後1時まで	午後1時30分から午後5時まで	午後5時30分から午後9時まで
料理室	1,100円	1,000円	1,000円

備考 1の表その1の表備考の規定は、この表について適用する。

その3 集会室2、多目的室及び音楽室の施設使用料

(1) 日曜日及び休日以外の使用

施設名	金額			
	午前	午後A	午後B	夜間

	午前 9 時から正 午まで	午後 0 時15分か ら午後 3 時まで	午後 3 時15分か ら午後 6 時まで	午後 6 時15分か ら午後 9 時まで
集会室 2	600円	600円	600円	600円
多目的室	900	800	800	800
音楽室	500	500	500	500

備考 1 の表その 1 の表備考の規定は、この表について適用する。

(2) 日曜日及び休日の使用

施設名	金額		
	午前	午後A	午後B
	午前 9 時から午前11時 30分まで	午前11時45分から午後 2 時15分まで	午後 2 時30分から午後 5 時まで
集会室 2	500円	500円	500円
多目的室	700	700	700
音楽室	400	400	400

備考 1 の表その 1 の表備考の規定は、この表について適用する。

その 4 スタジオの施設使用料

施設名	金額					
	第 1 区分	第 2 区分	第 3 区分	第 4 区分	第 5 区分	第 6 区分
	午前 9 時から 午前10時45分 まで	午前 11 時か ら午後 0 時 45分まで	午後 1 時か ら午後 2 時 45分まで	午後 3 時か ら午後 4 時 45分まで	午後 5 時か ら午後 6 時 45分まで	午後 7 時か ら午後 8 時 45分まで
スタジオ	100円	100円	100円	100円	100円	100円

備考

1 1 の表その 1 の表備考の規定は、この表について適用する。

2 1 日につき、2 区分の使用を限度とする。

その 5 イベントホールの施設使用料

施設名	金額			
	午前	午後	夜間	全日
	午前 9 時から午 後 0 時30分まで	午後 1 時から午後 5 時まで	午後 5 時30分から 午後 9 時まで	午前 9 時から午 後 9 時まで

イベントホール	2,900円	3,300円	2,900円	9,000円
---------	--------	--------	--------	--------

備考 1の表その1の表備考の規定は、この表について適用する。

9 枚方市立生涯学習情報プラザ

施設名	金額		
	午前9時から午後0時 30分まで	午後1時から午後5時 まで	午後5時30分から午後 9時まで
交流ルーム	2,200円	2,500円	2,200円
学習ルーム	900	1,000	900

備考 1の表その1の表備考の規定は、この表について適用する。